

令和 8 年度 松山市会計年度任用職員（保育士）採用試験実施要領

令和 8 年 1 月 2 9 日
令和 8 年 9 月 2 5 日一部改正

松山市会計年度任用職員（保育士）採用試験を次のとおり実施します。

1 試験区分、採用予定人数及び勤務形態

試験区分		記号	採用予定人数	勤務形態
フルタイム保育士		A	2 1 人程度	1 日 7 時間 4 5 分勤務 1 週間に 5 日程度で、シフトにより 4 週間につき、 2 0 日の勤務日を設定します。（4 週 8 休）
パートタイム 保育士	午前 5 時間	B	9 人程度	1 日 5 時間勤務 1 週間に 4 ～ 5 日程度で、シフトにより 4 週間につき、 1 8 日の勤務日を設定します。（4 週 1 0 休）
		C		1 日 5 時間勤務 1 週間に 3 日程度で、シフトにより 4 週間につき、 1 2 日の勤務日を設定します。（4 週 1 6 休）
	午後 5 時間	D	9 人程度	1 日 5 時間勤務 1 週間に 4 ～ 5 日程度で、シフトにより 4 週間につき、 1 8 日の勤務日を設定します。（4 週 1 0 休）
		E		1 日 5 時間勤務 1 週間に 3 日程度で、シフトにより 4 週間につき、 1 2 日の勤務日を設定します。（4 週 1 6 休）
	午前 3 時間	F	5 人程度	1 日 3 時間勤務 1 週間に 5 日程度で、シフトにより 4 週間につき、 2 0 日の勤務日を設定します。（4 週 8 休）
	午後 3 時間	G	6 人程度	

（注）採用予定人数は変更する場合があります。

2 勤務場所及び職務内容

松山市立保育所又は認定こども園に配属され、次の職務内容に従事します。

- (1) 保育所等での保育等
- (2) その他職員が指示する業務

3 受験資格

次の(1)及び(2)の要件を全て満たす者

- (1) 保育士の資格を有する者又は令和 7 年度中に保育士の資格を取得見込みの者
- (2) 次のアからオまでに該当しない者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 6 0 条から第 6 3 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - オ 平成 1 1 年改正前の民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものを除く。）

4 試験日時、試験科目、合格発表

試験科目	合格発表
口述試験（個別面接） 約15分	毎月25日（消印有効）までに申込みをした方に対し、月末に試験日時、試験会場等の詳細を通知します。試験日は翌月の上旬（予定）、合格発表は当該月の下旬（予定）です。

（注）採用予定人数の採用者が決定次第、申込受付を終了します。

※合否については受験者全員に通知します。なお、電話での合否の問合せにはお答えできません。

5 申込受付期間

申込方法	申込受付期間
インターネット申込み	令和8年1月29日（木）10時～令和8年10月25日（日）24時
郵送申込み	令和8年1月29日（木）～令和8年10月25日（日）（消印有効）

6 申込方法

申込方法は、インターネット申込みと郵送申込み（保育・幼稚園課に直接提出も可）の2種類の方法があります。いずれかの方法により申し込んでください。

<インターネット申込み>

- 松山市ホームページ（採用試験ページ）にある申込フォームに接続してください。以下のURL又は二次元コードから松山市ホームページ（採用試験ページ）又は申込フォームに直接接続することができます。
- 申込フォームでは、受験者情報を正確に入力するとともに、「顔写真のデータ」及び「保育士証の撮影データ」又は「保育士資格を取得見込みであることを証する書類のデータ」を添付し、送信してください。
- 送信後、受付完了メールを受信し、受験申込完了となります。
- 申込受付期間終了後、受験案内、面接カード等をメールにて本人に通知します。「@city.matsuyama.ehime.jp」のドメインから送信される電子メールが受信できるように設定してください。設定方法については、各自で確認してください。面接カードは、両面印刷し、自筆で記入の上、必ず試験当日に持参してください。月末までに受験案内が届かない場合は、保育・幼稚園課（089-948-6998）に御連絡ください。

（注）申込受付期間中は24時間いつでも申し込むことができますが、システムの保守、点検等を行う必要がある場合や重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく受付の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめ御了承ください。また、このために生じた申込みの遅延には一切責任を負いませんので御注意ください。

○松山市ホームページはこちら



<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/saiyojoho/rinji/hoikuyoutien/R8-hoikusi.html>

○申込フォームはこちら



https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10248

<郵送申込み>

- 上記の松山市ホームページから採用試験申込書を印刷し、必要事項を記入するとともに、申込前6箇月以内に撮影した顔写真を貼ってください。
- 採用試験申込書及び保育士証の写し又は保育士資格を取得見込みであることを証する書類の写し及び返信用封筒（長形3号サイズの封筒に110円分の切手を貼り、あなたの宛先を明記したものがが必要です。）を保育・幼稚園課に直接提出し、又は簡易書留（封筒の表に「保育士採用試験申込み」と朱書きするとともに、必ず差出人の住所及び氏名を記入してください。）で郵送してください。

(3) 申込受付期間終了後、返信用封筒で、受験案内、面接カード等を本人に郵送します。面接カードは、自筆で記入の上、必ず試験当日に持参してください。月末までに受験案内が届かない場合は、保育・幼稚園課（０８９－９４８－６９９８）に御連絡ください。

7 採用予定日等

この試験の合格者は、松山市会計年度任用職員（保育士）採用候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載します。採用は、令和８年４月１日以降、原則として候補者名簿から成績順に行います。ただし、欠員の状況等によっては採用されない場合もあります。また、受験資格がない場合や履歴書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

なお、候補者名簿の有効期限は、令和９年３月３１日までです。

8 地方公務員法の適用

この試験に合格して採用された方は、地方公務員法第２２条の２第１項第１号又は第２号に掲げる会計年度任用職員として任用され、同法の規定が適用されることとなります。

服務に関する規定として、同法第３１条（服務の宣誓）、第３２条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第３３条（信用失墜行為の禁止）、第３４条（秘密を守る義務）、第３５条（職務に専念する義務）、第３６条（政治的行為の制限）、第３７条（争議行為等の禁止）、第３８条（営利企業への従事等の制限）に規定する義務が課せられますので御注意ください。

※第３８条（営利企業への従事等の制限）については、フルタイム保育士のみ適用されます。

9 勤務条件

(1) 勤務時間等

試験区分の記号に応じ、それぞれ次のとおりです。

記号	勤務時間等
A	４週８休のシフト制で、原則として午前８時３０分から午後５時１５分まで（休憩１時間を含む。）の１日７時間４５分勤務ですが、例外として午前７時から午後７時までの間で７時間４５分勤務もあります。
B	４週１０休のシフト制で、午前８時３０分から午後２時３０分まで（休憩１時間を含む。）の１日５時間勤務が基本ですが、午前７時３０分から午後４時までの間で５時間の勤務（途中に１時間の休憩があります。）もあります。
C	４週１６休のシフト制で、午前８時３０分から午後２時３０分まで（休憩１時間を含む。）の１日５時間勤務が基本ですが、午前７時３０分から午後４時までの間で５時間の勤務（途中に１時間の休憩があります。）もあります。
D	４週１０休のシフト制で、午後２時から午後７時までの１日５時間勤務が基本ですが、午後１時から午後７時までの間で５時間の勤務もあります。
E	４週１６休のシフト制で、午後２時から午後７時までの１日５時間勤務が基本ですが、午後１時から午後７時までの間で５時間の勤務もあります。
F	４週８休のシフト制で、午前７時から午前１０時３０分までの間で１日３時間勤務です。
G	４週８休のシフト制で、午後３時から午後７時までの間で１日３時間勤務です。

(2) 週休日及び休日

試験区分の記号に応じ、それぞれ次のとおりです。

記号	休日
A	日曜日、祝日及び年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで）
B・C・D・E・F・G	日曜日、土曜日、祝日及び年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで）

（注）一部の勤務場所は、日曜日、土曜日、祝日の勤務があります。

(3) 有給休暇

年次休暇、療養休暇、特別休暇

(4) 給与等

松山市委計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき、以下の試験区分の記号に応じ、それぞれ次のとおり支給します。給料・基本報酬の支払日は毎月21日です。

記号	給料・基本報酬	諸手当・その他報酬等
A	月額 231,800円～249,200円	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当（6箇月を超えて勤務した場合に限る。）等
B	月額 134,594円～144,697円	通勤に係る費用弁償、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等に相当する報酬等
C	月額 89,729円	通勤に係る費用弁償、時間外勤務手当等に相当する報酬等
D	月額 134,594円～144,697円	通勤に係る費用弁償、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等に相当する報酬等
E	月額 89,729円	通勤に係る費用弁償、時間外勤務手当等に相当する報酬等
F・G	月額 89,729円	通勤に係る費用弁償、時間外勤務手当等に相当する報酬等

備考 1 上記の額は、令和8年1月1日現在の額です。
2 試験区分の記号「A」「B」「D」の給料・基本報酬の額は、本市の職員としての経験を一定の基準で換算して決定します。

(5) 任用期間

令和9年3月31日までです。ただし、勤務の成績が良好な場合は、再度の任用（※）を行い、最長令和11年3月31日まで勤務できる予定です。勤務成績が良好でない場合は、任用期間中でも免職（解雇）する場合があります。
（※）「再度の任用」は、「同じ職の任期が延長される」又は「同一の職に再度任用される」という意味ではなく、「新たな職に改めて任用される」という意味です。
（※）療養休暇又は休職により4月1日から実際に勤務できない場合は、再度の任用をしないことがあります。

(6) 条件付採用

採用後1箇月間（採用後1箇月間の勤務日数が15日に満たない場合は、採用後の勤務日数が15日に達する日まで）は条件付採用期間となります。条件付採用期間の勤務成績が良好でない場合は、免職（解雇）する場合があります。

(7) 保険等

試験区分の記号に応じ、それぞれ次のとおりです。

記号	保険等
A・B・D	健康保険（愛媛県市町村職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険（※）、通勤及び公務上の災害補償
C・E・F・G	通勤及び公務上の災害補償

（※）試験区分の記号「A」は、松山市役所で最初に勤務を開始した日から継続して6箇月を超えた場合は、退職手当の支給の対象となるため、雇用保険の被保険者ではなくなります。

(8) 兼業

試験区分の記号に応じ、それぞれ次のとおりです。

記号	兼業の可否
A	任命権者の許可を受けない限り、兼業をすることはできません。
B・C・D・E・F・G	兼業をすることができます。ただし、届出が必要になります。

(注) 上記の勤務条件は改定される場合があります。また、必要に応じて勤務場所を変更する場合があります。

10 注意事項

- (1) 指定された日時に試験会場に集合してください。試験会場に無料駐車場はありません。
- (2) 試験当日は、面接カード（記入済みのもの）を持参してください。
- (3) 試験会場内では、電子機器全般（通信、録音、録画機能を有する機器を含む）は電源を切り、鞆等に収納してください。
- (4) この試験で提出された書類等は、原則として、返却できません。
- (5) 申込書等に含まれる申込者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、合格者の個人情報については、人事情報として使用します。
- (6) 採用選考過程において、「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し、特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。確認の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用されません。
- (7) 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
- (8) 申込書等の記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (9) 台風等の非常災害により、やむを得ず試験日時等を変更する場合は、電話・メール等により申込者にお知らせします。
- (10) その他質問等は、祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに保育・幼稚園課に問い合わせてください。

11 保育所及び認定こども園の所在地

	保育所の名称	所在地	電話番号
1	松山保育園	中村三丁目5番29号	089-931-1468
2	余土保育園	余戸東四丁目1番19号	089-972-0801
3	久米保育園	鷹子町4番地4	089-975-0201
4	味生保育園	北斎院町759番地1	089-951-2016
5	朝美保育園	美沢二丁目7番39号	089-925-1467
6	東雲保育園	東雲町7番地1	089-931-1439
7	八雲保育園	此花町1番8号	089-941-9771
8	つばき保育園	古川北二丁目18番30号	089-956-7670
9	山越保育園	山越一丁目19番40号	089-925-9547
10	浅海保育園	浅海本谷甲719番地1	089-995-0032
11	栗井保育園	鹿峰63番地2	089-994-0193
12	国津保育園	八反地甲1647番地	089-993-0807
13	もものはなこども園	由良町479番地	089-961-2332
14	中島こども園	中島大浦3021番地1	089-997-0101
15	中須賀保育園	中須賀1丁目12番地17	089-952-9655

＜提出先及び問合せ先＞

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2（別館2階）

松山市こども家庭部 保育・幼稚園課 職員採用担当

電話 089-948-6998